

## 〔ディーラーの共同広告における販売価格の表示方法〕

Q. 当社では、年に数回、県内の取引販売店（業販店）と連名で新車の広告を出しており、次回の広告には新車の販売価格を掲載する予定ですが、取引販売店と共同で行う広告において、販売価格を表示する際の注意点を教えてください。

A. 複数の販売業者が共同で行う広告において、それぞれの販売業者の価格を表示することが困難な場合は、一つの販売店の価格を一例として表示してください。その際、一例として表示した価格が他の販売店の価格を拘束等するものでないことを明確にするため、「価格は各販売店が独自に定めているので、各販売店に尋ねられたい」旨の付記説明を明瞭に表示してください。

●新車に関する施行規則第6条第7項第1号では、以下のように定められています

複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には「販売価格の一例」である旨及び販売業者名を表示するとともに、各販売業者は価格をそれぞれ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい旨を明瞭に付記するものとする。

### 【正しい広告表示の例】

## スカーレット 1.5 X 2WD (CVT)

**車両本体価格の一例 159.9 万円**

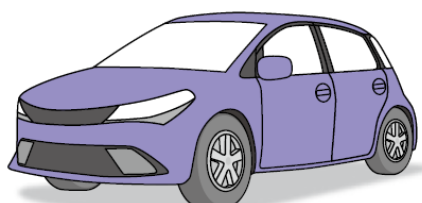


Photo: 1.5 X

※上記価格は、スカーレット〇〇販売㈱の価格です。  
※価格は、各社が独自に決めていますので、それぞれ各社にお問合せください。  
※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用は含まれておりません。

★ ★ ★ **ご購入は、お近くのスカーレット取扱店へどうぞ!** ★ ★ ★

スカーレット〇〇販売㈱	□□モータース㈱	(有)△△車両
〇〇市〇〇町〇〇番	□□市□□町□□番	△△市△△町△△番
Tel (00)XXXX-0000	Tel (XX)0000-0000	Tel (00)0000-XXXX

#### 【表示のポイント】

「販売価格の一例である」旨の表示

#### 【表示のポイント】

- ・複数販売店による共同広告の場合の付記説明を明瞭に表示
- ・価格の説明を明瞭に表示